

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
盛岡地方裁判所一関支部 執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☒ 令和	〇〇 年 (ケ, ヌ) 第〇〇号	物件番号 〇 〇 「1, 2」「1~3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。	
(陳述書作成日)令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社〇〇〇〇
		(フリガナ) 代表者氏名	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 (印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所一関支部執行官室(☎0191-21-8001)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 23 日

盛岡地方裁判所一関支部

裁判所書記官 佐 藤 宏 幸

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 6 月 11 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 6 月 18 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 25 日 午前 10 時 00 分 場 所 盛岡地方裁判所一関支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 7 月 16 日 午後 1 時 00 分 場 所 盛岡地方裁判所一関支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 23 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	4,704,000 3,763,200	一括	940,800	112,703	0
1	492,000				
2	4,212,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 大船渡市三陸町越喜来字杉下 |
| | 地 番 | 167番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 350.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大船渡市三陸町越喜来字杉下 167番地2 |
| | 家屋 番号 | 167番2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 86.95平方メートル
2階 51.75平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7 年 1 月 22 日

盛岡地方裁判所一関支部

裁判所書記官 工 藤 洋 志

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|----------------------|-------------|
| 1 | 所 在 | 大船渡市三陸町越喜来字杉下 | |
| | 地 番 | 167番2 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 350.00平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 大船渡市三陸町越喜来字杉下 167番地2 | |
| | 家屋 番号 | 167番2 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 | |
| | 床 面 積 | 1階 | 86.95平方メートル |
| | | 2階 | 51.75平方メートル |



令和6年(ケ)第16号
令和6年11月8日受理
令和6年12月11日提出

現況調査報告書

盛岡地方裁判所一関支部

執行官 藤井 浩

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 大船渡市三陸町越喜来字杉下 |
| | 地 番 | 1 6 7 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 5 0 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大船渡市三陸町越喜来字杉下 1 6 7 番地 2 |
| | 家屋番号 | 1 6 7 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 8 6 . 9 5 平方メートル
2 階 5 1 . 7 5 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	(住居表示未実施)				
土地	物件 1				
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)				
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者A ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)				
その他の事項	「その他の事項」のとおり				
建物	物件 2				
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:				
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:				
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者A ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)				
その他の事項	「その他の事項」のとおり				
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日				
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■物件1 土地関係

- 1 公図上、本土地の南西側が道に接面している。現況、本土地の南西側が幅員約5.0～6.5メートルの市道「合野線」に接面している。
- 2 本土地は、おおむね西向き傾斜地に存在する宅地で、北西側及び南西側にはコンクリート擁壁が設置され、南端付近で上記市道とほぼ等高に接面している。
- 3 本土地北東端付近に軽量鉄骨製の物置（工作物）が、北西側にスチール製物置（工作物）2個が設置されている。軽量鉄骨製物置はコンクリートブロックの上に置かれているだけであり、また、スチール製物置は樹脂パレット等の上に置かれているだけであり、いずれも土地への定着性が認められない。

■物件2 建物関係

- 1 関係人の陳述及び建物内の状況から、本建物はその所有者Aが住居として使用し、占有しているものと認められる。
- 2 本建物1階南側にサンルームが設置されている。このサンルームは、簡易な構造であり、増築部分とまでは認められない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ B (所有者Aの義父)	1 物件2建物は、Aが住居として使用しています。 2 物件2建物の北側や西側にある物置等は私が設置したものです。これらの物置は、基礎がなく、コンクリートブロックやパネルの上に置いてあるだけです。 3 物件2建物の1階にあるサンルームは、私たちが設置したものです。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R6年11月12日（火） 16：00－ ：	執行官室（郵便）	盛岡地方法務局大船渡出張所へ登記関係資料申請（11/18着）
R6年11月12日（火） 16：00－ ：	執行官室（郵便）	大船渡市役所へ所有者Aの固定資産税名寄せ等申請（11/18着）
R6年11月18日（月） 16：00－ ：	執行官室（郵便）	所有者Aあてに現況調査日時通知書及び占有関係照会書送付（12/2回答）
R6年12月 4日（水） 10：25－11：50	物件所在地	B立会いのうえ、物件に立入調査。評価人同行
年 月 日（ ） ： － ：		
年 月 日（ ） ： － ：		
年 月 日（ ） ： － ：		

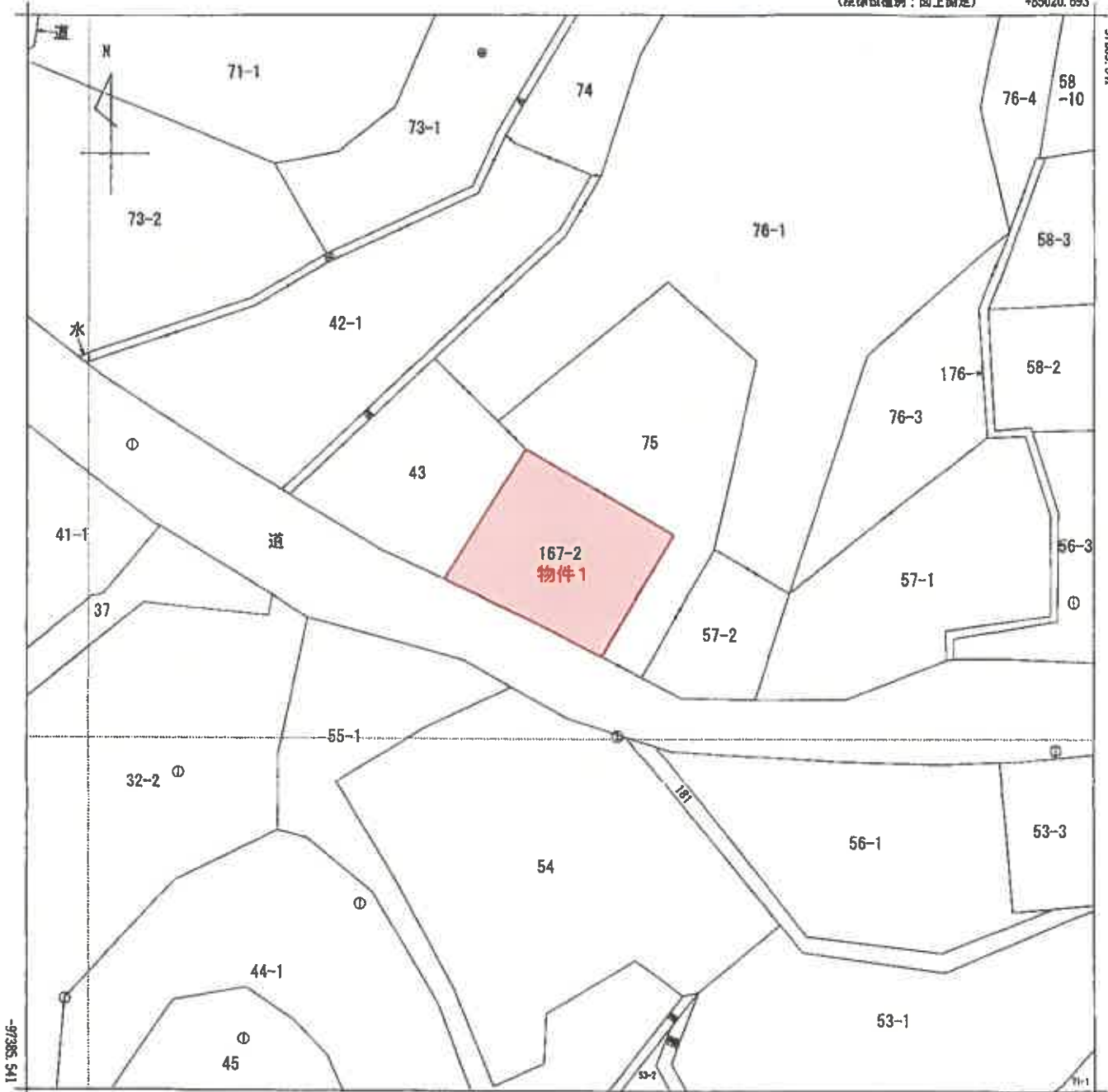
（特記事項）

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A4判に縮小

(座標値種別：図上測定) +85020.693



+84895.693 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	大船渡市三陸町越喜来字杉下				地番	167番2			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和58年3月				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年9月5日
盛岡地方務局大船渡出張所
登記官

請求番号：6-1
(1/1)

登記年月日：平成29年6月5日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和6年9月5日 盛岡地方法院 大船渡出張所

(7 枚目)

登記官

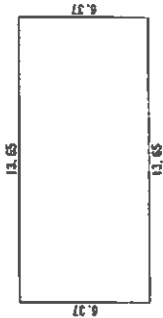
請求番号：6-2

建築物図面図

各階平面図

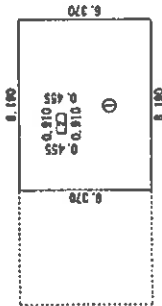
業種番号	167番2
建物の所在	大船渡市三陸町越喜米字杉下167番2

1 階

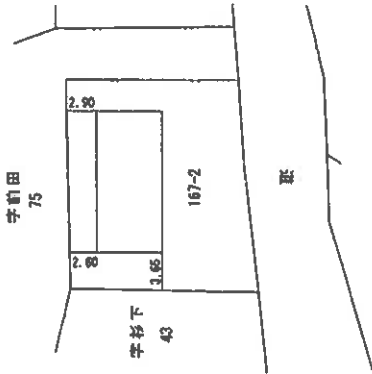
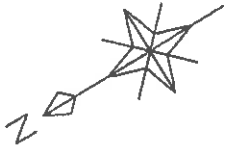


求 積 表		
13.65×6.37	$=$	86.9605
合 計		86.9605
床面積		86.96 m ²

2 階



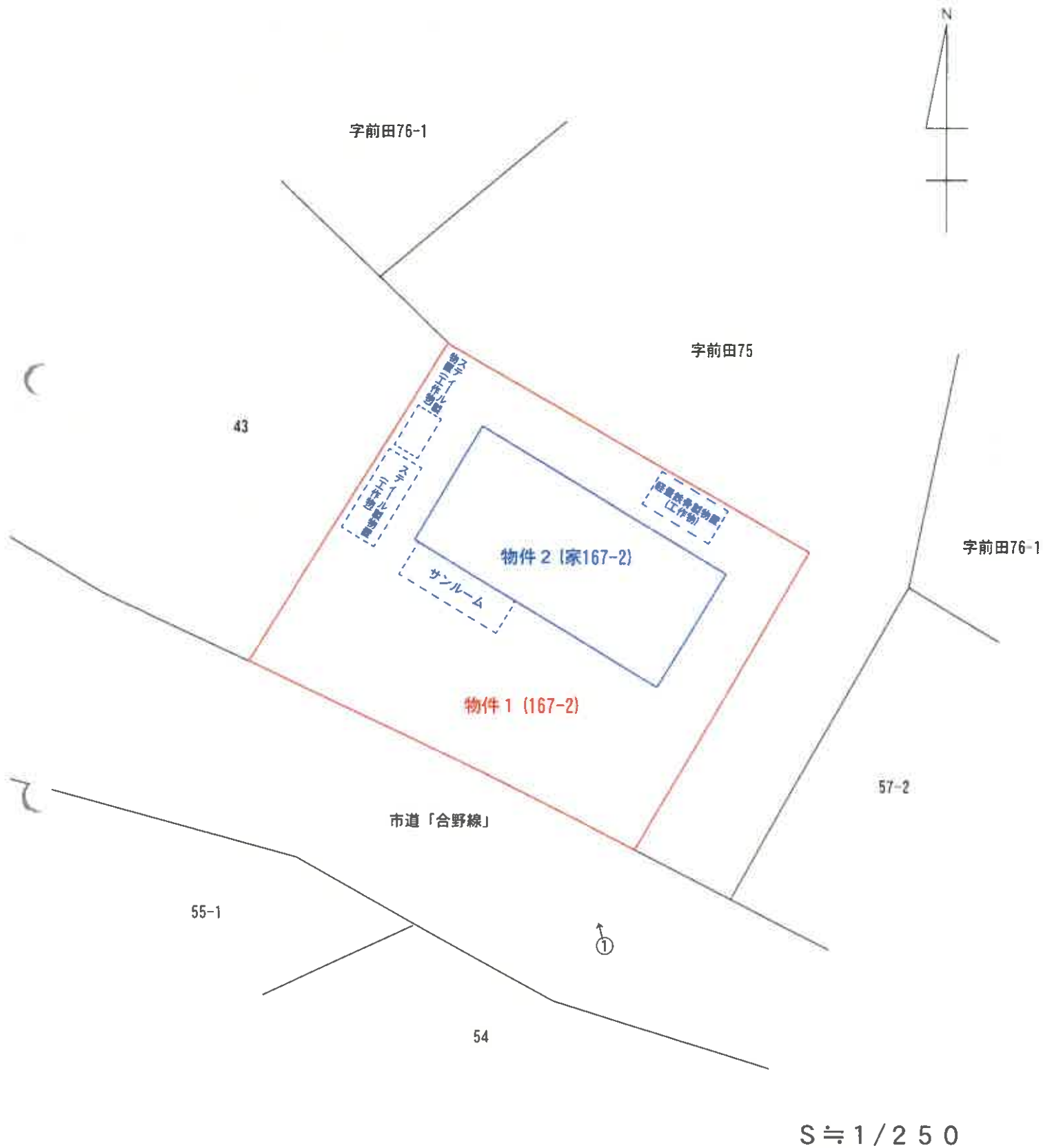
求 積 表		
① 8.190×6.370	$=$	52.170300
② 0.910×0.455	$=$	-0.414050
合 計		51.756250
床面積		51.75 m ²



作成者	土地調査士 〇〇〇〇 (平成29年5月29日作成)	縮尺	1/250	申請人	〇〇〇〇	縮尺	1/500
-----	---------------------------	----	-------	-----	------	----	-------

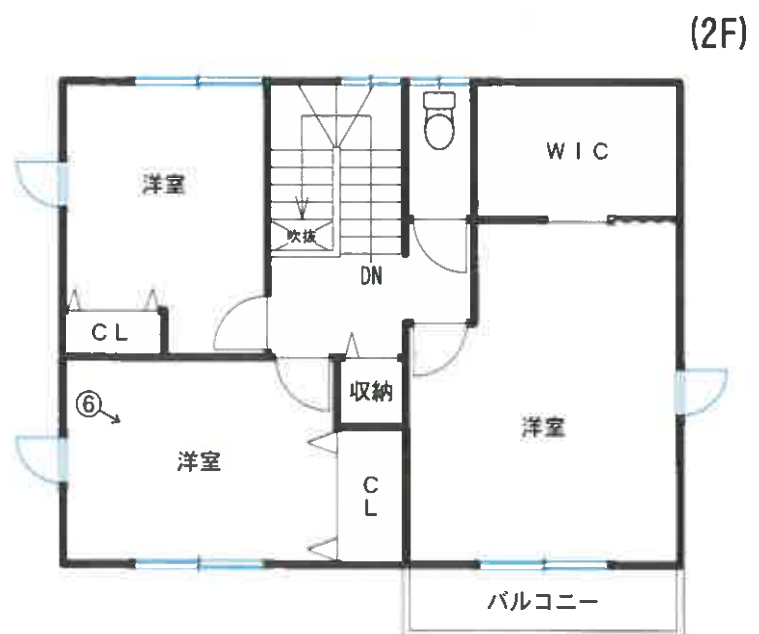
土地建物位置関係図

※ 土地の形状等及び建物等の位置関係は、概略を記載したものである。



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

建物間取図 (物件 2)



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

写 真 1



写 真 2



写 真 3



写 真 4



写 真 5



写真 6



令和6年（ケ）第16号
令和6年12月4日 現地調査
令和7年1月10日 評価

盛岡地方裁判所一関支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

佐 藤 真

第1 評価額

一括価格	
物件1・2	金 7,840,000円
内訳価格	
物件1（土地）	金 820,000円
物件2（建物）	金 7,020,000円

- 1 一括価格は、各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
従って、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容も、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 在番 地目 地積	大船渡市三陸町越喜来字杉下 167番2 宅地 350.00㎡	同 左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	大船渡市三陸町越喜来字杉下167番地2 167番2 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 1階 86.95㎡ 2階 51.75㎡	同 左
番 号	特 記 事 項		
1・2	特記すべき事項はない。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	三陸鉄道リアス線「三陸」駅の北東方約1.0km（道路距離）の位置。 その他の主要な施設等への道路距離は次のとおり。 大船渡市役所三陸支所 : 約650m（道路距離） 大船渡市役所 : 約15.7km（道路距離） デイリーポート新鮮館大船渡店 : 約12.5km（道路距離） （別添「位置図」参照）	
付近の状況	対象物件の周辺地域は、中規模一般住宅、漁家住宅等が混在する住宅地域である。 近年は、格別の地域要因の変動は認められないため、当面現状のままで推移するものと予測される。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外 — — — — 大船渡市津波ハザードマップでは津波浸水想定区域外
画地条件 （規模、形状等）	南西側間口約20.6m、奥行約17.0m、地積350.00㎡のほぼ長方形の画地である。 地勢は概ね平坦である。 接面市道「合野線」より約0～2m高い。 現況面積は公簿面積とほぼ一致している。	
接面道路の状況	南西側で幅員約5.0～6.5m舗装市道「合野線」に接面している。	
土地の利用状況等	物件2の建物の敷地として利用されており、土地所有者が物件2の建物を所有し、占有している。	
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	なし
	下水道	なし
特記事項	① 土壤汚染については、当該物件を含む周辺が住宅地域として推移してきたことを考慮すると、土壤に深刻な影響を及ぼす汚染が存在する可能性は低いものと判断される。但し、土壤汚染の有無は指定機関等の専門家による調査を経なければ確定は出来ない。 ② 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ③ 画地の北西側及び南西側にコンクリート擁壁が設置されている。また、北東側に軽量鉄骨製物置（工作物）が、北西側にスチール製物置（工作物）2個が設置されている（別紙「土地建物位置関係図」参照）。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的 残存耐用年数	建築年月日（登記事項証明書記載） 平成29年5月27日新築 経過年数 7.6年 経済的残存耐用年数 22.4年
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁 : サイディング 内 壁 : ビニルクロス等 天 井 : ビニルクロス等 床 : フローリング、畳等 設 備 : 電気、給排水設備等 （注）建物の各種設備については動作確認まで出来ないため、 使用可能か否かについては不明である。 その他 : な い
床面積（現況）	公簿面積とほぼ一致している。
現況用途等	階 層 2階建 現況用途 居 宅 間取り 別紙「建物間取図」のとおり
品 等	居宅としては普通である。
保守管理の状態	保守管理の状態は概ね良好である。
建物の利用状況	建物所有者が居宅として使用占有している。
特記事項	対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。 なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 物件1（土地）

更地価格を算出し、これに必要なに応じて建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 補 正 率 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	7,300	1.02	350.00	1.0	2,610,000

ア 標準画地価格：地価調査価格からの規準を行って、下記のとおり査定した。

地価調査：大船渡（県）＝7

地価調査価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $9,100\text{円}/\text{㎡} \times 99.7/100 \times 100/102.5 \times 100/121.2 \div 7,300\text{円}/\text{㎡}$

○ 時点修正：地価調査価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

○ 標準化補正：画地条件 +2.5%（方位）

$\therefore 1 + 0.025 = 1.025$

○ 地域格差：交通接近条件 +1%（最寄駅+1%）

環境条件 +20%（居住環境+10%、街区整然性+10%）

$\therefore$ 相乗積により、 $(1+0.01) \times (1+0.2) = 1.212$

イ 個別格差：画地条件 +2%（方位）

$\therefore 1 + 0.02 = 1.02$

ウ 地 積：公簿数量を採用。

エ 建付減価補正率：特に必要ないものと判断。

(2) 物件2（建物）

当該建物の再調達原価を現在の建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ÷エ
2	150,000	138.70	0.772	16,060,000

ウ 現価率

耐用年数に基づく方法（定額法）と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

定額法：経過年数約7.6年、経済的残存耐用年数22.4年、残価率10%で、77.2%と査定した。

$\therefore$ 残価率10% + $(1-0.1) \times \text{経済的残存耐用年数}22.4\text{年} \div \text{経済的全耐用年数}30\text{年}$
 $= 77.2\%$

観察減価法：保守管理の状態が概ね良好であること等を勘案して、0%と査定した。

定額法 観察減価法

$\therefore$ 現価率 $= 77.2\% \times (100\% - 0\%) = 77.2\%$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、更に競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

物 件 番 号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ÷ウ
1	2,610,000	0.25	法定地上権	650,000

イ 土地利用権等割合：物件2の建物の土地利用権等を法定地上権と判断し、その割合を25%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

物 件 番 号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ、1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2(1)ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,610,000	－650,000		0.7	0.6	820,000
2	16,060,000	＋650,000	1.0	0.7	0.6	7,020,000
一 括 価 格 (合 計)						7,840,000

ウ 占有減価修正：特に必要ないものと判断。

エ 市場性修正：周辺地域における不動産市況等を総合的に勘案して査定。

オ 競売市場修正：不動産競売市場の特殊性等を考慮して査定。

第6 参考価格資料

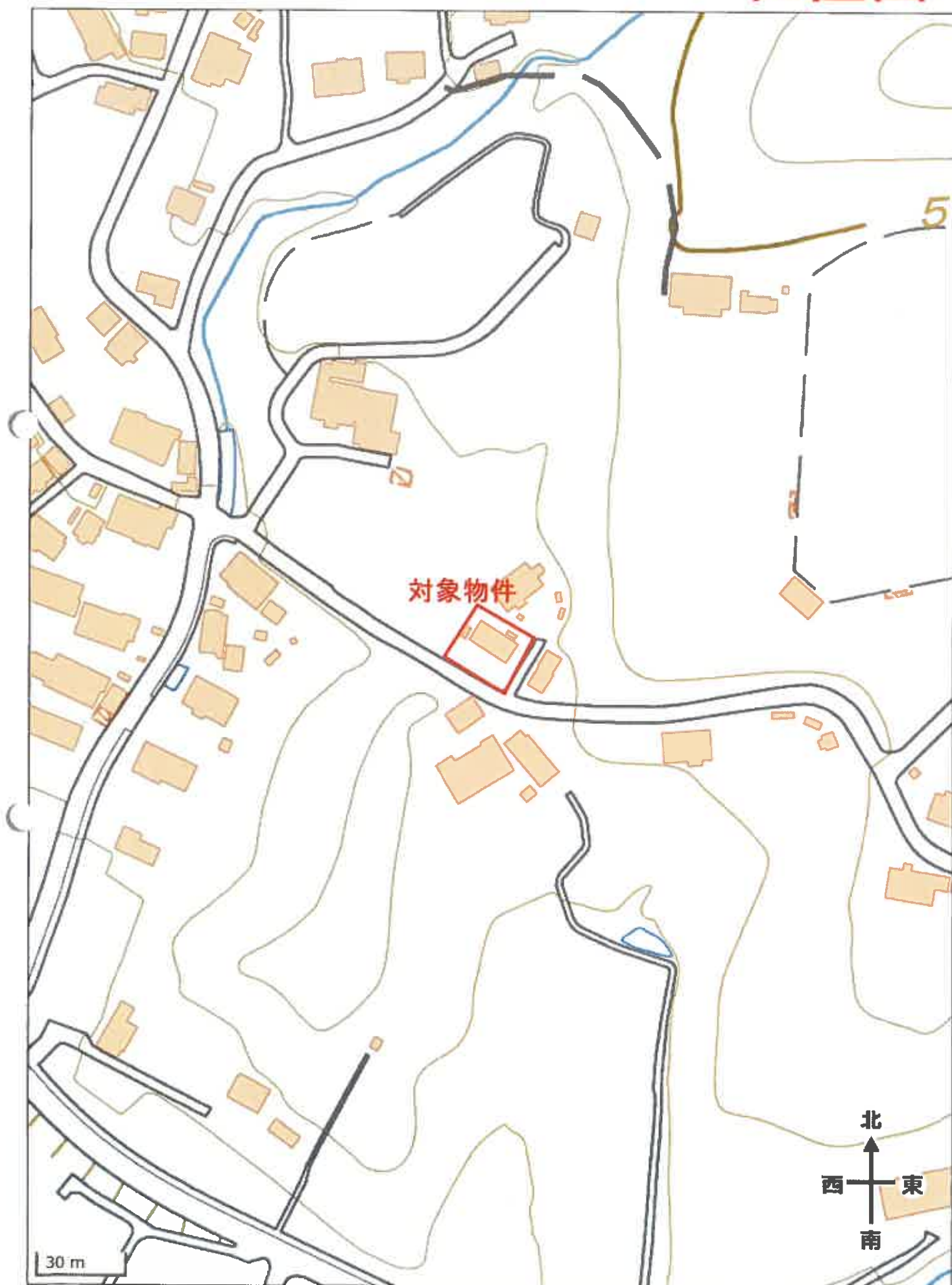
・地価調査基準地 大船渡（県）－7

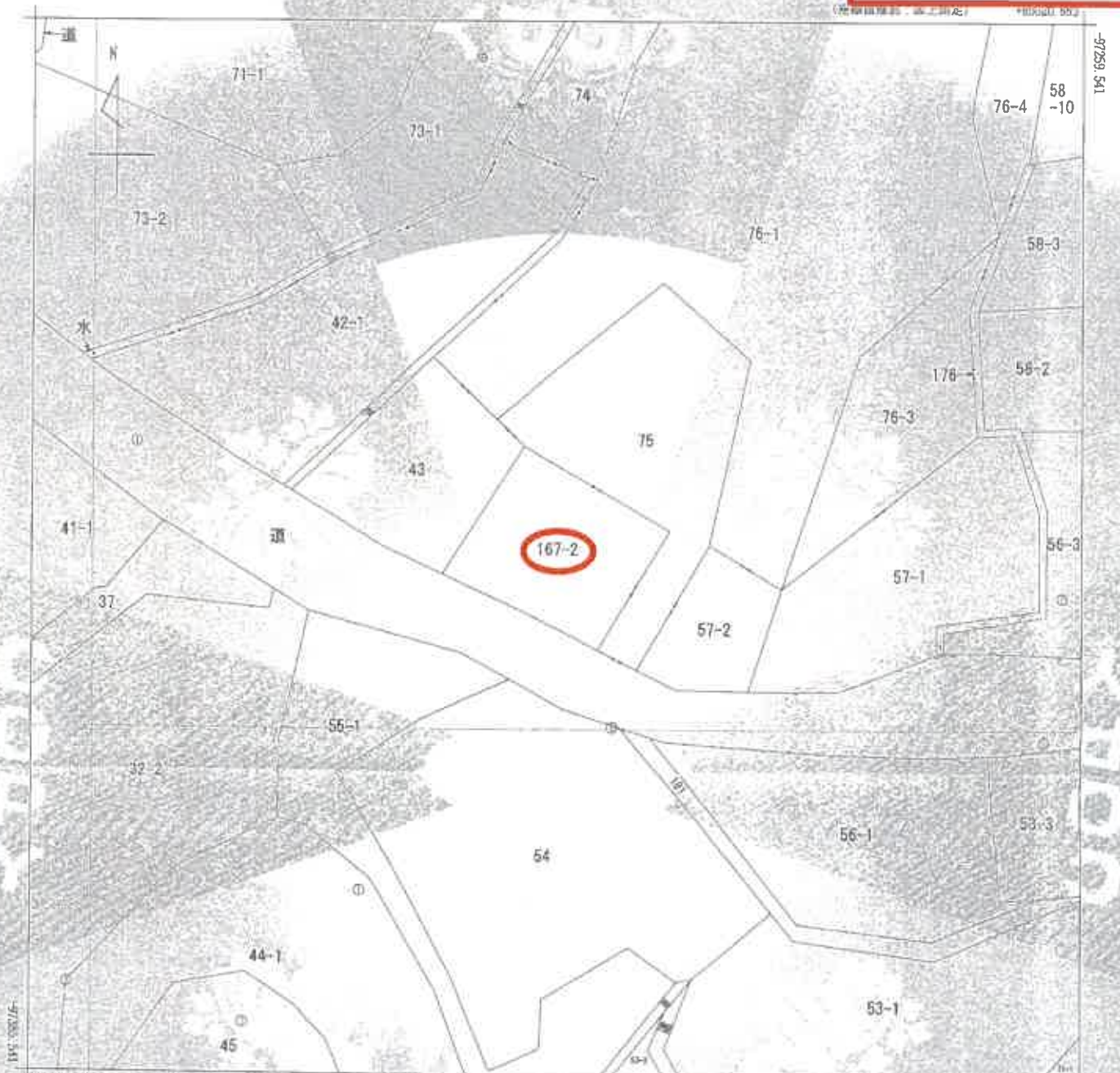
所 在	大船渡市三陸町越喜来字杉下97番4
価 格	9,100 円/㎡
位 置	三陸リアス鉄道線「三陸」駅 840m
価 格 時 点	令和6年7月1日
地 積	333 ㎡
供給処理施設	水道
接 面 街 路	南東側 6m舗装市道
用途指定等	都市計画区域外
地域の概要	中規模一般住宅、漁家住宅等が混在する住宅地域

第7 附属資料の表示

位置図
公図写
土地建物位置関係図
建物図面・各階平面図写
建物間取図

以 上





+84295.003 (市道線種別：農土指定)

(注) 国土交通省国土院が公表した地籍補正パラメータ(touhokutsu@heiyosak)2011.par)による修正がされています。



A 三陸町越喜来字杉下

請求部	所在	大船渡市三陸町越喜来字杉下				地番	167番2			
出力幅尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	X	分類	地籍(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和58年3月			備付年月日(※)				補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和6年9月5日

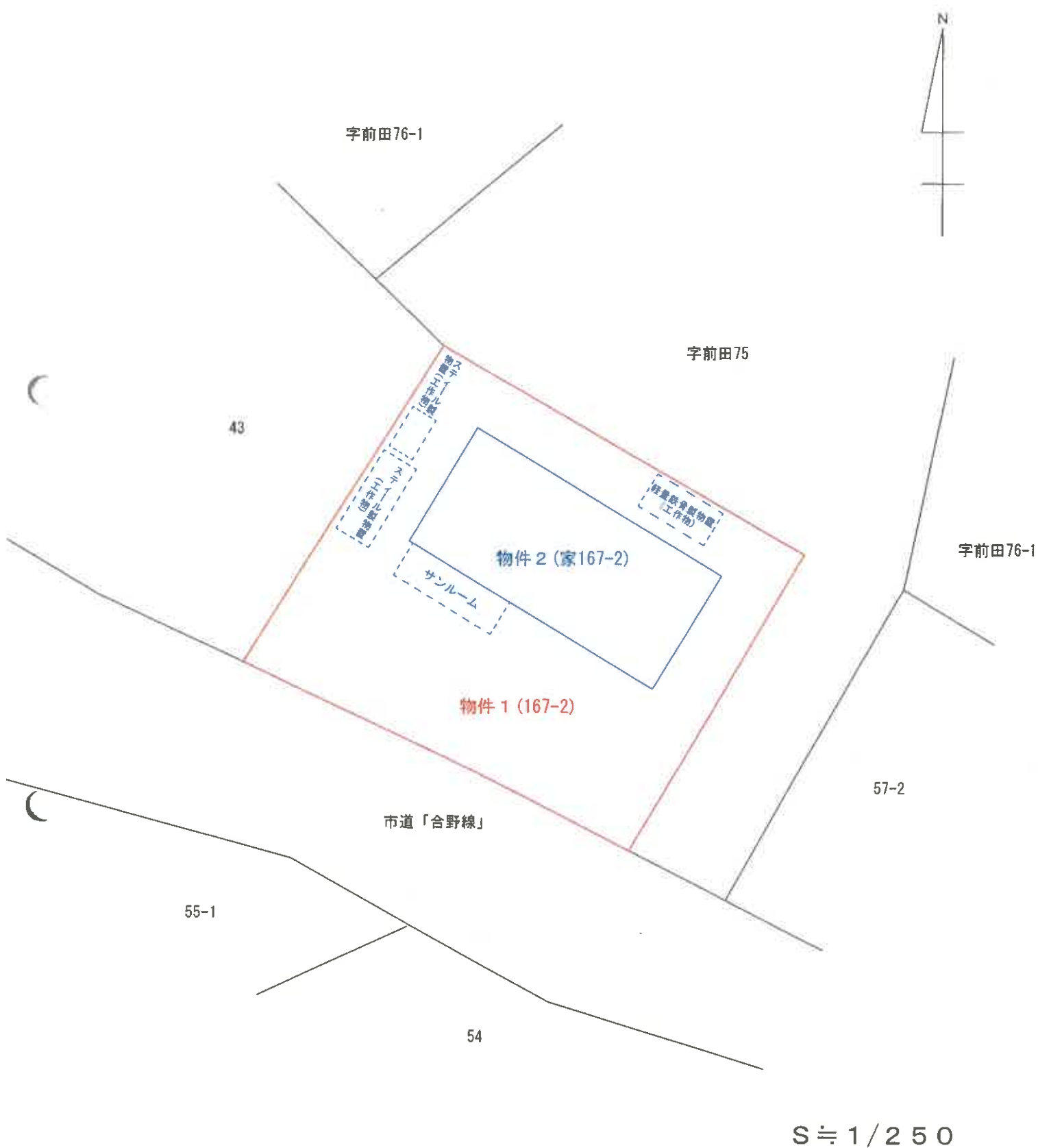
盛岡地方方法務局大船渡出張所

登記官

請求番号：6-1

(1/1)

土地建物位置関係図



※ 土地の形状等及び建物等の位置関係は、概略を記載したものである。

登記年月日：平成29年6月5日

これは図面に記載されている内容に基づいた図面である。
令和6年9月5日 建設業法に基づき作成された図面

建設業

請求番号：6-2

各階平面図

建物図面図

建物番号	167番2
建物0番	大船渡市三陸町龍宮寺字下167番2

求積表		
13.65×6.37	=	88.9525
合計		88.9525
床面積		延坪



2階

求積表		
①	8.190×6.370	$=$ 52.170300
②	0.910×0.455	$=$ 0.414050
合計		51.756250
床面積		51.75 m ²



字下
43

167-2

1.60

3.65

1.60

167-2

A 4 版に縮小

縮尺 1/600

申請人

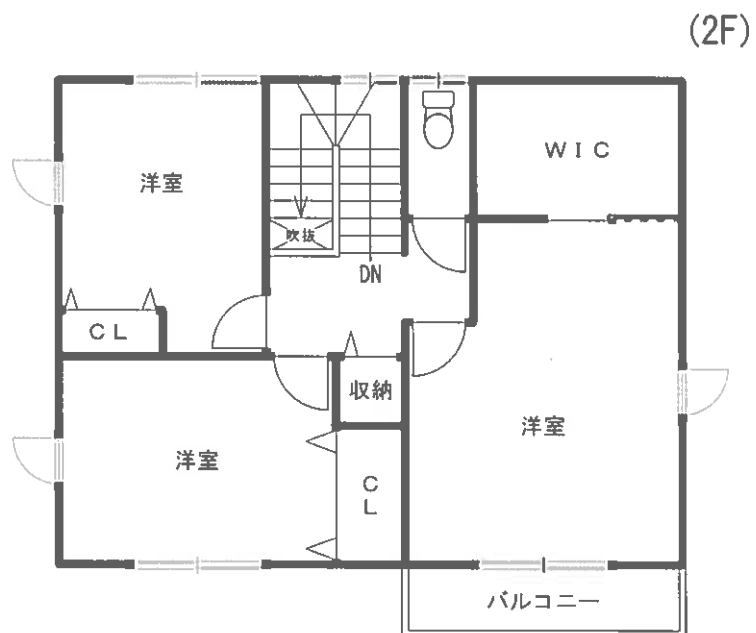
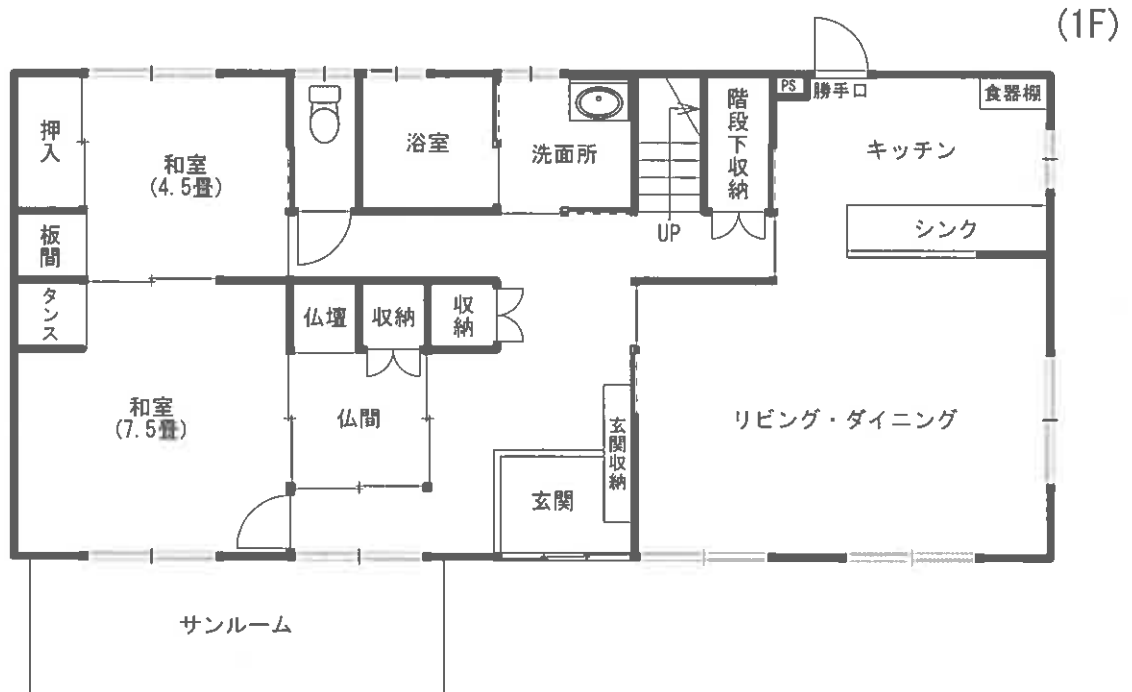
2/30

編入

平成29年5月15日付

作成者
土井建設士
事務所

建物間取図(物件 2)



S ≒ 1/100